

にぎわい創出施設（仮称）（旧府中グリーンプラザ分館）改築基本 計画策定支援委託に関する公募型プロポーザル募集要項

1 目的

本市では、第3次府中市公共施設マネジメント推進プラン（以下「第3次推進プラン」という。）に基づき、公共施設マネジメントに取り組んでいる。第3次推進プランでは、老朽化した複数施設を一体的に検討し、より効率的な施設の更新等を行うため、モデル事業1「府中駅周辺施設の再編」に取り組むことを定めている。

本業務委託については、前提条件の整理、先行事例の調査、市民及び民間事業者への調査、活用方法の整理及び検討、新施設の運営手法の検討等幅広い業務を遂行するにあたり、知識、技術、経験を有する事業者を募集し、旧府中グリーンプラザ分館解体後の跡地を活用した、にぎわい創出に資する新施設の基本計画を策定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務件名

にぎわい創出施設（仮称）（旧府中グリーンプラザ分館）改築基本計画策定支援委託（以下「本業務」という。）

(2) 委託業務の内容

別紙「にぎわい創出施設（仮称）（旧府中グリーンプラザ分館）改築基本計画策定支援委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月15日（水）から令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託料上限額

24,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) その他

令和8年度については予算査定中であり、実施が確定していないため、令和8年度の事業実施が認められた場合のみ、決定した事業費の範囲内で契約を締結するものとする。

よって、本提案により受託候補者に決定したことをもって、直ちに契約締結を保証するものではないこと、契約締結する場合でも提案内容の全てについて契約を保証するものではないことに注意すること。

3 参加資格

(1) 対象業務において、契約事務規則第34条に規定する参加資格を有しているこ

と。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加するに支障がないと認められる者は、この限りではない。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。また、法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があると認められること。
- (5) 府中市業者指名停止基準による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (7) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

4 実施スケジュール

項目	日程
募集要項等の公表	令和8年2月 2日(月)
募集要項の配布	令和8年2月 2日(月) ～2月16日(月)
募集要項や仕様書に関する質問の受付	令和8年2月 2日(月) ～2月 9日(月)
質問回答(市ホームページに掲載)	令和8年2月12日(木)
参加申込に係る書類の提出期間	令和8年2月 2日(月) ～2月16日(月)
審査結果通知・業務提案書提出依頼 (一次審査結果通知)	令和8年2月27日(金)(予定)
業務提案に係る書類の提出期間	令和8年3月 2日(月) ～3月13日(金)
プレゼンテーション及びヒアリング (二次審査)	令和8年3月18日(水)
審査結果通知 (二次審査結果通知)	令和8年3月下旬
受注者の公表	令和8年4月上旬

5 選定方法

(1) 一次審査

ア 審査方法

参加者より提出された参加申込書等の書類により書類審査を行い、上位4事業者までを1次審査通過者として選定する。

なお、1次審査の結果は2次審査に持ち越さない。

イ 評価基準

事業者概要等についての観点から審査を行う。

- (1) 会社の規模等が今回の業務を行うに当たり適当か。
- (2) 類似業務の実績等を有しているか。
- (3) 業務担当者は十分な経験を有しているか。

(2) 二次審査

ア 審査方法

一次審査を通過した事業者から提出された、提案書、プレゼンテーション、見積書等の内容により、表に示す観点から、選定委員会の各委員は審査及び評価を行い、結果を採点表に基づき点数化する。その後、委員会において最も点数の高い事業者1社を受注候補者として選定する。

なお、合計点数が同点の場合は、委員の協議により順位を決定する。

イ 評価基準

表 受注候補者を選定するための評価基準

番号	評価項目	評価の観点
1	業務理解	・業務の目的や内容を十分理解しているか。
2	提案内容	・本市の公共施設マネジメントの取組みを踏まえた提案であるか。 ・府中市中心市街地活性化ビジョンを踏まえた提案であるか。 ・ソフト面の活用及びハード面の整備の検討について的確な提案内容であるか。
3	コスト	・見積金額と業務内容は妥当か
4	実施体制	・担当者の本業務に類似する経験又は類似する各業務の経験は十分か。 ・配置人員数・有資格者の配置は適当か。
5	説得力	・説明は理解しやすく、説得力があるか。 ・資料は見やすく分かりやすいか。
6	意欲	・取り組み意欲の高さ、積極性、業務遂行に対する意欲、論理性、説得力があるか。

7	企画力	・適切に業務が遂行できるスケジュールか。 ・提案に具体性・実現性はあるか。
8	業務実績	・公共施設の基本計画策定支援業務の実績が豊富か。 ・同種、類似計画等の策定実績があるか。

6 募集要項の配布

- (1) 配付期間 令和8年2月2日（月）から2月16日（月）
- (2) 配付方法及び配布場所
 - ア 市ホームページよりダウンロード
 - イ 生活環境部産業振興課窓口（東京都府中市宮西町2-24 府中市役所 おもや3階）での直接配布

7 質問の受付及び回答

- (1) 質問受付期間 令和8年2月2日（月）から2月9日（月）午後5時まで
- (2) 質問受付方法 電子メールのみにより受付
- (3) 質問への回答 令和8年2月12日（木）に市ホームページへ掲載
- (4) 留意事項

質問は次のとおり、電子メールにて担当宛に送付すること。
なお、評価基準の配点等、審査にかかる質問は受け付けない。

 - ア 件名は「【会社名（略称可）】にぎわい創出施設（仮称）（旧府中グリーンプラザ分館）改築基本計画策定支援委託質疑書」とすること。
 - イ 質疑書（様式任意）を作成の上、添付ファイルにて送付すること。なお、本文は省略可とする。

8 提出書類

- (1) 参加申込に係るもの（一次審査に係るもの）
 - ア 参加申込書（様式第1号） 1部（正本）
 - イ 参加資格要件確認書（様式第2号） 1部（正本）
 - ウ 事業者概要（様式第3号） 10部
 - エ 登記簿謄本（登記事項証明書）の写し 1部
発行後3か月以内のもの
 - オ 財務諸表
貸借対照表及び損益計算書（直前決算のものに限る。）
 - カ 法人事業税及び地方法人特別税の納税証明書（正本）
発行後3か月以内のもの

キ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（正本）

発行後3か月以内のもの

※ 上記エ～キについては、府中市契約事務規則第35条に規定する資格審査登録名簿に登録がある事業者の場合、提出は不要とする。

(2) 提案書に係るもの（二次審査に係るもの）

ア 提案書（任意様式） 10部

提案書は、表紙・目次等を含め20頁以内とする。A4判用紙に両面印刷し、ホチキス留めをしたもの10部とPDF形式で作成された電子データ（電子メールまたはCD-R媒体1部）を提出すること。

ホチキス留めをした10部のうち1部は社名を記載し、他9部は提案書から提案者が特定できないように、社名や提案者が推測可能な情報を記載しないこと。

専門知識を有さないものにも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど、見やすく作成すること。

提案書の内容は、別紙仕様書に基づき作成すること。また、次の順序で記載すること。

(1) 企業概要

(2) 業務実施方針

別紙仕様書の5「業務内容」で定める項目ごとに記載すること。

(3) スケジュール

別紙仕様書の5「業務内容」で定める項目ごとに記載し、その際、打合せの実施時期・回数など、具体的に記載すること。

(4) 業務体制図

本業務を実施する人員体制（役職、氏名、経験年数、実績、資格、兼任または専任など）について記載すること。

イ 見積書（任意様式） 10部

(1) 書面及びPDF形式で作成された電子データ（電子メールまたはCD-R媒体1部）の両方を提出すること。

(2) 見積書には、作業項目ごとの費用を記載すること。また、積算根拠が分かることのように記載すること。

(3) 消費税及び地方消費税は外税形式で記載すること。

9 提出書類の提出期間及び提出方法

(1) 提出先 生活環境部産業振興課

東京都府中市宮西町2丁目24番地（府中市役所「おもや」3階）

電話 042-335-4142

メール shoukou@city.fuchu.tokyo.jp

(2) 提出方法

事前に連絡の上、産業振興課窓口に持参すること。

また、電子データについては電子メールまたはC D－R 媒体で提出すること。

(3) 提出期限

ア 参加申込に係るもの（一次審査に係るもの）

令和8年2月2日（月）～2月16日（月）午後5時まで

イ 提案書に係るもの（二次審査に係るもの）

令和8年3月2日（月）～3月13日（金）午後5時まで

10 参加申し込みに係る書類審査の結果通知（一次審査）

提出のあった参加申込書等の書類審査により一次審査を行い、審査結果については、令和8年2月27日（金）付け（予定）の書面にて通知する。

なお、この通知をした日の翌日から起算して7日（府中市の休日に関する条例（平成元年条例第11号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、結果についての説明を求めることができる。

本市は、非選定理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる日の最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない）に、書面により回答する。

11 プレゼンテーション及びヒアリングの実施（二次審査）

(1) プレゼンテーション及びヒアリング実施日

令和8年3月18日（水）

(2) 次のいずれかの事項に該当する場合は失格とする。

ア 提出書類に虚偽があった場合

イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

ウ その他、本要項の内容に適合していない場合

(3) 見積価格が委託料上限額を超えた場合には、審査は行わない。

(4) プレゼンテーションを実施する者は、本委託業務に関わる担当予定者で構成し、5名以内とすること。また、提出書類に記載のある内容以外はプレゼンテーションできない。

12 結果通知（受託候補者の決定）

(1) 通知時期

令和8年3月下旬

(2) 通知方法

選定の結果については、本市が提案者全員に通知し、選定されなかった提案者は、不採用であること及びその理由を書面により通知する。

(3) その他

不採用の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、本市に対して書面により、不採用についての説明を求めることができる。

本市は、不採用となった提案者から不採用の理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に、書面により回答する。

13 その他

- (1) 参加申込書や提案書等の書類が提出期限までに提出されなかった場合は、いかなる場合であっても参加できない。
- (2) 提出期限後における書類の差替及び再提出は認めない。
- (3) 書類の作成や提出に係る経費は参加者の負担とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は、選考に関する目的以外には使用しない。
- (6) 参加申込書、提案書その他必要書類に虚偽の記載をした場合は、参加資格を無効とともに、指名停止措置を行う場合がある
- (7) 通信障害による電子メールの不達など、本市及び参加者以外の第三者の責に起因する事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 提案により採用されたことをもって、全ての提案内容について契約を保証するものではない。
- (9) 本件委託契約の相手方については、詳細の協議を行い、両者の合意形成がなされた後に本市の内部手続を経て決定する。したがって、受注候補者内定通知をもって本件委託契約の相手方たる地位を約束するものではないことに留意すること。
なお、協議が合意に至らなかった場合には、次順位の提案者と協議を行うものとする。
- (10) 本業務の契約締結後、業務概要・選定事業者名・契約期間・契約金額・選定経過等について、市ホームページ等において公表する。
- (11) 提出された資料について、府中市情報公開条例に基づく公文書開示請求があつた場合は、原則開示する。特に、採用された事業者の資料については、市としてその内容を対外的に説明する必要があるため、公知とはいえない事業者独自のノウハウで、公開することで事業優位性が損なわれる情報等の不開示情報を除き、原則開示するので、その旨を了承のうえ、資料を作成し、提出すること。

14 問合せ先

府中市生活環境部産業振興課中心市街地活性化担当

中山、篠崎 電話 042-335-4142